

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成十四年規則第三十五号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関しては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号。以下「政令」という。）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(廃棄等の届出)</p> <p><b>第二条</b> 法第三十三条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の廃棄等の届出は、別記様式による届出書により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関しては、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号。以下「政令」という。）及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省・環境省令第十三号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(廃棄等の届出)</p> <p><b>第二条</b> 法第十五条第二項の規定による第一種フロン類回収業者の廃棄等の届出は、別記様式による届出書により行うものとする。</p>

別記様式 (第2条関係)

第一種プロシロノ種或種別産業登録簿

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所  
 届出者 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

第一種プロシロノ種或種別産業の廃業等をしたので、プロシロノ種の使用の合理正取及管理の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、次のとおり届が出ます。

廃業等をした事業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
	住所	
	登録番号	第 年 月 日
廃業等をした事業者と届出者との関係		相対人、法人の役員、専任監理人、清算人、本人
廃業等の内容		死亡 法人の合併による消滅 法人の破産手続開始の決定による解散 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 第一種プロシロノ種或種別産業の廃業
廃業等を行った年月日		年 月 日

注1 「廃業等をした事業者と届出者の関係」及び「廃業等の内容」の欄は、該当する事項に○印を記入すること。  
 注2 用紙の大きさは、日本工業規格が準拠とする。

改正後

別記様式 (第2条関係)

第一種プロシロノ種別産業登録簿

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所  
 届出者 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

第一種プロシロノ種或種別産業の廃業等をしたので、第35条第1項の規定により、次のとおり届が出ます。

廃業等をした事業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
	住所	
	登録番号	第 年 月 日
廃業等をした事業者と届出者との関係		相対人、法人の役員、専任監理人、清算人、本人
廃業等の内容		死亡 法人の合併による消滅 法人の破産手続開始の決定による解散 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 第一種プロシロノ種或種別産業の廃業
廃業等を行った年月日		年 月 日

注1 「廃業等をした事業者と届出者の関係」及び「廃業等の内容」の欄は、該当する事項に○印を記入すること。  
 注2 用紙の大きさは、日本工業規格が準拠とする。

改正前